

2025 年 6 月 25 日

文部科学大臣 殿

〔設置者の名称〕 学校法人鉄蕉館

〔代表者の役職〕 理事長 〔代表者の氏名〕 橋本 裕二

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	亀田医療大学
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	☒ 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
大学等の所在地	千葉県鴨川市横渚 462 番地
学長又は校長の氏名	田中 美恵子
設置者の名称	学校法人鉄蕉館
設置者の主たる事務所の所在地	千葉県鴨川市横渚 462 番地
設置者の代表者の氏名	橋本 裕二
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☒) を付けて下さい。☐ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

☒ 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☒) を付けて下さい。☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免费用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- ☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	管理部・碓井豊一	04-7099-1211	kamedaigaku@kameda.ac.jp
第2号の1	管理部・碓井豊一	04-7099-1211	kamedaigaku@kameda.ac.jp
第2号の2	管理部・碓井豊一	04-7099-1211	kamedaigaku@kameda.ac.jp
第2号の3	管理部・碓井豊一	04-7099-1211	kamedaigaku@kameda.ac.jp
第2号の4	管理部・碓井豊一	04-7099-1211	kamedaigaku@kameda.ac.jp

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☒ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☒ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	F112310102609	学校名	亀田医療大学
設置者名	学校法人鉄蕉館		

Ⅰ. ①直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	1,068,460,146円	1,117,882,852円	-49,422,706円
申請2年度前の決算	1,214,356,864円	1,245,910,624円	-31,553,760円
申請3年度前の決算	1,530,310,768円	1,260,804,274円	269,506,494円

Ⅰ. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	1,846,395,930円	373,441,223円	1,472,954,707円

Ⅱ. 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	320人	245人	76%
前年度	320人	246人	76%
前々年度	320人	287人	89%

大学・短期大学・高等専門学校で、Ⅱ. 申請校の直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度)5月1日時点の状況について

(A)又は(B)のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況(A)学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
申請前年度の状況			#DIV/0!

・申請校の直近の進学・就職率の状況(B)学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者+就職希望者(I)	進学者数+就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
申請前年度の状況			#DIV/0!

(Ⅰ. ②の補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
特定資産	各種引当特定資産	692,499,772円
現金預金	現金預金	1,153,896,158円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
長期借入金	施設・設備維持・更新の為に銀行等借入金	277,820,347円
長期未払金	施設・設備維持・更新の為に長期契約未払金	2,136,045円
短期借入金	長期借入金のうち1年以内に返済となるもの	32,833,441円
未払金	経費支払いに係る未払金	60,651,390円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	亀田医療大学
設置者名	学校法人鉄蕉館

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
看護学部	看護学科				32	32	13	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

刊行物 シラバス 2025 (学生配布) 大学HP (シラバス 2025) (https://www.kameda.ac.jp/departments/college/syllabus/)

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	亀田医療大学
設置者名	学校法人鉄蕉館

1. 理事（役員）名簿の公表方法

亀田医療大学ウェブサイト
 ホーム＞大学案内＞大学情報公開＞「役員等名簿」
<https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	医療法人主任部長	2021.4.1～ 2025.6.30	経営計画の策定や 組織運営体制に対 する提言
非常勤	医療法人理事長	2021.4.1～ 2025.6.30	経営計画の策定や 組織運営体制に対 する提言
非常勤	宗教法人代表	2021.4.1～ 2025.6.30	経営計画の策定や 組織運営体制に対 する提言
非常勤	株式会社取締役	2021.4.1～ 2025.6.30	経営計画の策定や 組織運営体制に対 する提言
非常勤	株式会社代表取締役	2021.4.1～ 2025.6.30	経営計画の策定や 組織運営体制に対 する提言
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	亀田医療大学
設置者名	学校法人鉄蕉館

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。			
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)			
・授業計画書(シラバスの作成過程)			
教務・カリキュラム委員長は次年度の各担当教員にシラバスの作成依頼をする。科目担当教員は本学の記載方法に沿ってシラバスを作成・提出する。提出されたシラバス内容について、本学のカリキュラム方針に基づき、記載内容が適切であるかという観点や、授業方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準等のシラバス内容を第三者の教員(自分の担当科目は除く)により確認が行われ、改善等の意見がある場合は指摘をする。指摘されたシラバスの内容については、教務・カリキュラム委員長により修正等、調整が行われる。			
・授業計画書の作成・公表時期			
第三者の教員、教務・カリキュラム委員長の確認が取れ次第、シラバスの冊子を作成する。冊子については、4月のガイダンスにて学生に配布する。また、4月にホームページにてシラバスを公表する。			
授業計画書の公表方法		大学HP(シラバス 2025) (https://www.kameda.ac.jp/department/college/syllabus/)	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。			
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)			
・成績評価は、シラバスに記載された評価方法・評価基準に則り、各担当教員が評価をしている。学生にはシラバスを配布し、各科目の評価方法・評価基準を周知している。シラバスに記載された成績評価の方法に基づき、厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を行っている。			
評価S	評点	90～100点	合格
評価A	評点	80～89点	合格
評価B	評点	70～79点	合格
評価C	評点	60～69点	合格
評価D	評点	59点以下	不合格

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・ G P Aの客観的な指標の具体的な内容 評価、評点を基にG Pを定め、履修した授業科目の単位数を乗じた値を総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値をG P Aとする。不合格（G P＝0）の判定を得た場合、受験資格なしの場合及び本試験欠席の場合は、当該G P及びその学修に費やした単位数はG P A算定対象に含むものとする。また、ゼミナール科目、編入学又は転入学した際の単位認定科目、本学入学前に修得し、本学にて単位認定された科目、他大学と単位互換等で修得した科目はG P Aの算定対象から除外する。G P Aの計算式は（1）学期G P A＝（当該学期の履修登録のG P×当該科目の単位数）の総和／当該学期の履修総単位数（2）累積G P A＝（在学全期間の履修登録G P×当該科目の単位数）の総和／在学全期間の履修総単位数となっている。（亀田医療大学G P A制度取扱い要項から一部抜粋） ・ 客観的な指標の適切な実施状況 学生は成績評価表にて個人毎に半期毎のG P Aを確認することができる。また、全学生のG P Aについては、半期毎に取りまとめられ、教務・カリキュラム委員会、学科会議を通して全教員に周知される。なお、学期のG P Aが2.0未満の学生に対しては、チューターから学習強化の指導を行っている。また、学期のG P Aが2期連続で2.0未満の学生に対しては、チューターと学年主任が指導と警告を行う。指導と教育を行っても学習意欲が認められないと判断した場合、教授会の議を経て学長より退学を勧告することができる。 ・ 客観的な指標の算出方法の公表 学生便覧に「亀田医療大学G P A制度取扱要項」を記載している。また、ホームページにて「亀田医療大学G P A制度取扱要項」を広く一般に公表している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	刊行物 学生便覧 2025（学生配布） 大学H P（大学情報公開：10. 規則等：亀田医療大学G P A制度取扱要項） （http://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/index.html）

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 【ディプロマ・ポリシー】 本学では、所定の年限を在学し、看護学部看護学科が定める基礎教養分野及び、専門分野に関する科目に合格し、所定の単位を修得した以下の要件を満たす人に学士（看護学）の学位を授与しています。 1. 人間への深い理解と高い倫理観を持ち、援助的な人間関係を築き、対象の主体性を尊重した看護を实践できる。 2. 対象がもっている潜在的な力を最大限に引き出し、健康レベルの向上と成長・成熟を促すことができる。さらに対象が置かれている環境（文化・社会・風土）に応じたケアを提供できる。 3. 看護専門職に相応しい的確な判断力に基づいて行動できるとともに、生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢を持つことができる。 4. あらゆる場面において、対象の健康課題について科学的根拠に基づく知識・技術・態度をもって看護を实践できる。 5. さまざまな健康課題について、保健医療福祉チームの一員として、看護職の役割と責任を果たすことができる。 6 国際社会の一員であるという自覚と、意欲をもって行動することができる。 ・ 卒業の認定に関する方針の適切な実施状況 卒業の認定について、4 年以上在学し、127 単位の単位を修得した者については、教授会の意見を参考にして学長が卒業を認定する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	刊行物 大学案内 2026（一般配布） 学生便覧 2025（学生配布） シラバス 2025（学生配布） 大学HP（3つのポリシー） (https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/) (大学情報公開：10. 規則等：学則) (http://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/index.html)

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	亀田医療大学
設置者名	学校法人鉄蕉館

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.kameda.ac.jp/corporate/R6_balance_sheet_corp.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.kameda.ac.jp/corporate/R6_syushi_keisan_corp.pdf
財産目録	https://www.kameda.ac.jp/corporate/R6_zaisan_mokuroku_corp.pdf
事業報告書	https://www.kameda.ac.jp/corporate/R6_jigyoku_houkoku.pdf
監事による監査報告(書)	https://www.kameda.ac.jp/corporate/R6_kanji_kansa.pdf

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法: 大学HP(大学情報公開: 11. 前項目のほか教育上の目的に応じ、公開を必要とする事項 中期計画) (https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/)	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 大学HP(大学情報公開: 13. 自己点検評価書) (https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/)
--

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: 大学HP(大学情報公開: 12. 大学機関別認証評価) (https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/)
--

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 看護学部
教育研究上の目的（公表方法：大学HP（大学案内） （ http://www.kameda.ac.jp/university/index.html ）
（概要） 教育基本法及び学校教育基本法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者の育成を目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：大学HP（3つのポリシー） （ https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/ ）
（概要） 【ディプロマ・ポリシー】 本学では、所定の年限を在学し、看護学部看護学科が定める基礎教養分野及び、専門分野に関する科目に合格し、所定の単位を修得した以下の要件を満たす人に学士（看護学）の学位を授与しています。 1. 人間への深い理解と高い倫理観を持ち、援助的な人間関係を築き、対象の主体性を尊重した看護を実践できる。 2. 対象がもっている潜在的な力を最大限に引き出し、健康レベルの向上と成長・成熟を促すことができる。さらに対象が置かれている環境（文化・社会・風土）に応じたケアを提供できる。 3. 看護専門職に相応しい的確な判断力に基づいて行動できるとともに、生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢を持つことができる。 4. あらゆる場面において、対象の健康課題について科学的根拠に基づく知識・技術・態度をもって看護を実践できる。 5. さまざまな健康課題について、保健医療福祉チームの一員として、看護職の役割と責任を果たすことができる。 6. 国際社会の一員であるという自覚と、意欲をもって行動することができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：大学HP（3つのポリシー） （ https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/ ）
（概要） 【カリキュラム・ポリシー】 本学では、「HEART」の理念に基づき、教養豊かな社会人・医療人としての看護師を育てるカリキュラムを実施します。各科目の編成は、あらゆる対象に向けた包括的看護実践能力を育むために、ディプロマ・ポリシーで示す目標の達成を目指し基礎教養分野、専門基礎分野、看護専門分野で構成しています。 1. 看護職として課題探求能力や幅広い一般教養を兼ね備えた人材を育成するために、1年次には基礎教養分野での科目を多く配置し、汎用的技能や態度・指向性を高めるためのゼミナール学習を含んだ科目を配置しています。 2. 看護職として必要な人体にかかわる知識を土台に、思考・判断を深められるように、専門基礎分野を配置しています。 3. 看護における専門的知識・技術を習得するため、看護専門分野を設定し、対象の健康レベルや生活の場に合わせた看護を段階的に学べるよう科目を配置してい

ます。また、保健医療福祉チームの一員として看護の役割を果たすために、チーム医療、地域包括ケアに関する実践力を強化できるよう、4年次の看護の統合と実践臨地実習（チーム医療、地域包括ケアシステム）を配置しています。 4.1年次からの外国語及び、他の関連科目を連動する内容で編成し、4年次には海外研修として学生の選択による研修国で、文化的背景の異なる多様な人々との交流や支援システムの見学を通して、国際的視野をもてるよう、科目を配置しています。また、根拠に基づいた看護実践能力の強化を図り、研究的な能力を培うための看護研究、研究ゼミを配置しています。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：大学HP（3つのポリシー） (https://www.kameda.ac.jp/department/college/3policies/)
（概要） 【アドミッション・ポリシー】 本学では、多様な専門職との協働により、看護の対象となる人々に包括的な看護実践を提供する能力を有する人材を育成します。そのため、入学生には次のような資質を求めます。従って、基礎的な学力と対人関係を重視した選抜を行います。 1. 人間の尊厳を守り、人々の多様性を理解できる人 2. 相手を思いやり、豊かな人間関係を築ける人 3. 物事への関心と科学的な探究心を持てる人 4. 看護に深い関心を寄せ、主体的に能力を身につけられる人

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：大学HP（大学情報公開：2.教育研究上の組織） (https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/)
--

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	1・1人	－					2人
看護学部	－	8人	7人	5人	13人	1人	34人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0人		136人					136人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：大学HP（専任教員と領域） （ https://www.kameda.ac.jp/department/college/staff/ ）					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
臨地実習報告会（2025年度の臨地実習における学生の学びと実習指導における課題について全教員が共有し、今後の実習指導に寄与する。）2026年3月実施予定							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
看護学部	80人	80人	100%	320人	245人	76.6%	0人	0人
合計	80人	80人	100%	320人	245人	76.6%	0人	0人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
看護学部	74人 (100%)	2人 (2.7%)	70人 (94.6%)	2人 (2.7%)
合計	74人 (100%)	2人 (2.7%)	70人 (94.6%)	2人 (2.7%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
看護学部	78 人 (100%)	66 人 (84.6%)	5 人 (6.4%)	7 人 (9%)	0 人 (0%)
合計	78 人 (100%)	66 人 (84.6%)	5 人 (6.4%)	7 人 (9%)	0 人 (0%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
教務・カリキュラム委員長は次年度の各担当教員にシラバスの作成依頼をする。科目担当教員は記載方法に沿って Web にてシラバス内容を入稿する。入稿されたシラバス内容について、本学のカリキュラム方針に基づき、記載内容が適正であるかという観点や、授業方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準等のシラバス内容を第三者の教員（自分の担当科目は除く）により行われ、改善等の意見がある場合は指摘をする。指摘されたシラバスの内容については、教務・カリキュラム委員長により修正等の調整が行われる。第三者の教員、教務・カリキュラム委員長の確認が取れ次第、シラバスの冊子を作成する。冊子については、4 月の学生ガイダンスにて学生に配布する。また、4 月にホームページにてシラバスを公表する。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)

卒業の認定について、4 年以上在学し、127 単位の単位を修得した者については、教授会の意見を参考にして学長が卒業を認定する。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A 制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
看護学部	看護学科 (2023～2025 年)	127 単位	☒ ・無	1 年 44 単位 2 年 54 単位 3 年 43 単位 4 年 28 単位
	看護学科 (2022 年)	127 単位	☒ ・無	1 年 44 単位 2 年 54 単位 3 年 42 単位 4 年 28 単位
G P A の活用状況（任意記載事項）		公表方法：大学 H P（大学情報公開：10. 規則等：亀田医療大学 GPA 取扱要領） (https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/)		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：大学 H P（大学情報公開：11. 前項目のほか教育上の目的に応じ、公開が必要とされる事項：学生の満足度・実態調査） (https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/)		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：大学HP（キャンパス紹介）
[\(https://www.kameda.ac.jp/university/floor/\)](https://www.kameda.ac.jp/university/floor/)

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
看護学部	看護学科 (2022 年・ 2024 年度 入学生)	1,000,000 円	300,000 円	500,000 円	実験実習費（200,000 円）及び 施設設備費（300,000 円） 休学中の在籍料（240,000 円/ 年）
看護学部	看護学科 (2023 年度 入学生)	1,000,000 円	0 円	500,000 円	実験実習費（200,000 円）及び 施設設備費（300,000 円） 休学中の在籍料（240,000 円/ 年）
看護学部	看護学科 (2025 年度 入学生)	700,000 円	0 円	500,000 円	実験実習費（200,000 円）及び 施設設備費（300,000 円） 休学中の在籍料（240,000 円/ 年）

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) ・チューター制 学生が豊かな大学生活が送れるよう、一人ひとりの学生に対して教員がきめ細やかな関わりを持ちながら支援を行うチューター制度を設けている。学年チューター制を設け、1人のチューターが担当する学年の学生（数名ずつ）を受け持つ。チューターは、小・中・高等学校の担任の先生と同じような存在で、原則年度初めに個別に面談を行い、学習面や健康面などの学生生活に関するアドバイスや、科目履修及び課外活動の状況について把握し、国家試験の支援や進路選択の支援なども行う。 ・オフィスアワー 学生の質問や相談に応じるために、教員が必ず研究室にいる時間帯（オフィスアワー）を設けている。学業や学校生活全般に関する質問や相談、あるいは個人指導を受けるために設定された時間。広く学生に開かれた時間ですので、学生であればだれでも利用することができる。 ・日本学生支援機構の給付奨学金の採用候補者である入学者への取組 ①総合選抜型Ⅰ期合格者 授業料の納付のみ猶予している。2月上旬までに猶予の申請書等を提出することが条件となる。猶予期間は入学後7月下旬頃まで。 ②その他入試合格者 入学金・授業料の納付を猶予している。各入試の入学金の手続き期間に猶予の申請書等を提出することが条件となる。猶予期間は入学後7月下旬頃まで。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) ・チューター制 学生が豊かな大学生活が送れるよう、一人ひとりの学生に対して教員がきめ細やかな関わりを持ちながら支援を行うチューター制度を設けている。学年チューター制を設け、1人のチューターが担当する学年の学生（数名ずつ）を受け持つ。チューターは、小・中・高等学校の担任の先生と同じような存在で、原則年度初めに個別に面談を行い、学習面や健康面などの学生生活に関するアドバイスや、科目履修及び課外活動の状況について把握し、国家試験の支援や進路選択の支援なども行う。 ・オフィスアワー 学生の質問や相談に応じるために、教員が必ず研究室にいる時間帯（オフィスアワー）を設けている。学業や学校生活全般に関する質問や相談、あるいは個人指導を受けるために設定された時間。広く学生に開かれた時間ですので、学生であればだれでも利用することができる。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

- ・保健室

保健室では、学生が健康を維持・増進し、充実した大学生活が送れるように、健康診断、健康相談、応急処置などを行っている。

- ・ハラスメント相談

学生が相手（学生・教員・その他大学関係者）の行為によって悩んだり、不愉快と感じた場合には、人権委員会のハラスメント相談員に相談することが可能。

- ・学生カウンセラー

学外の公認心理士が担当し、ストレスや様々な悩み事について対面もしくはメールにて相談ができる。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：大学HP（大学情報公開）

(<https://www.kameda.ac.jp/university/disclosure/>)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F112310102609
学校名 (〇〇大学 等)	亀田医療大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人鉄蕉館

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		26人（－）人	26人（－）人	26人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	11人	15人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－人	－人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				26人（2）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	13人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	0人	0人
計	13人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。